

高萩市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例概要

高萩市役所 環境市民協働課

TEL 0293-23-7031

令和7年4月から3,000㎡以下の土地に建設発生土等を使用して埋立て等を行う場合には、高萩市長の許可が必要です。

趣 旨

この条例は、土砂等による土地の埋立て等の行為について必要な規制を定め、土砂等の不適正な処分による土壌汚染及び土砂の流出等を防止し、市民の生活環境保全を図ることを目的とします。

用語の説明

■土砂等

- 土砂及び土砂に混入し、又は付着した物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物を除く）であって下表の基準に該当するもの

※セメントや石灰等を混合し化学的安定処理によって土質改良された、「改良土」の搬入は禁止。

土砂等の区分	土砂等の性質	そ の 他
第1種建設発生土	砂、礫及びこれらに準ずるもの	有害物質による汚染 の状態が基準以下で あること
第2種建設発生土	砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの	
第3種建設発生土	通常の施行性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの	

■土地の埋立て等

- 土砂等による土地の埋立て、盛土、たい積を行う行為（製品の製造または加工のための原材料のたい積を除く）

※県内で発生した土砂を発生場所から直接搬入したものに限る（県外発生土及びストックヤードを経由する土砂の搬入禁止）。

■埋立て等区域

- 土地の埋立て等を行う区域

内 容

■土壌調査

- ①埋立て等使用する土砂等の発生場所の表土
 - ②埋立て等を行う前の埋立て等区域の表土
 - ③埋立て等の完了後の埋立て等区域の表土

}

の土壌調査を実施して、結果を市に報告する。

■生活環境の保全に関する基準

- 土地の埋立て等の施工管理体制、飛散流出対策、騒音振動対策、交通安全対策等

■手数料

- 申請手数料1件につき 17,000円
- 変更申請手数料 2,000円（区分変更を含む変更で、面積の増加を伴う場合には7,000円）

■罰則

- 無許可の土地の埋立て等、虚偽の申請・報告を行った場合等について、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

■適用除外となる土地の埋立て等

- 当該区域内において発生した土砂等のみで行う場合
- 住居等自ら使用するための建築物で建築確認等を行う500㎡未満の埋立
- 国、地方公共団体等が行う場合
- 砕石法、砂利採取法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可等を受けたもの
- 非常災害の応急処置として行う場合
- 運動場、駐車場等の施設の本来の機能を保全する目的で行う場合
- 工事に伴って排出される不要となった土砂等以外の土砂等のみで行う土地の埋立て等

高萩市土砂等による土地の埋立て等の手続きの流れ

